

労働者の健康障害防止にかかる化学物質のリスク評価方針 (平成 28 年度)

職場における化学物質の取扱いによる健康障害の防止を図るためには、事業者が自らの責務として個々の事業場でのばく露状況等を把握してリスクを評価し、その結果に基づきばく露防止対策を講ずる等の自律的な化学物質管理を適切に実施することが基本である。しかし、中小企業等においては自律的な化学物質管理が必ずしも十分ではないことから、平成 18 年度から、国は、重篤な健康障害のおそれのある有害化学物質について、労働者のばく露状況等の関係情報に基づきリスク評価を行い、健康障害発生のリスクが高い作業等については、リスクの程度に応じて、特別規則による規制を行う等のリスク管理を講じてきている。

さらに、昨年度顕在化した、オルトートルイジン等を経皮吸収することによる膀胱がん発生事案の教訓も踏まえ、化学物質の経皮吸収等についても十分配慮したリスク評価にも対応していく必要がある。

このため、平成 28 年度においては、以下の方針により、化学物質のリスク評価を実施する。

1 各検討会におけるリスク評価

(1) 化学物質のリスク評価に係る企画検討会

① リスク評価に係る方針の策定

平成 28 年度のリスク評価にかかる方針の策定を行う。

② リスク評価対象物質の選定

リスク評価対象物質の選定作業を平成 28 年夏頃までに実施することにより、平成 28 年 12 月までに告示が発出される平成 30 年有害物ばく露作業報告の対象物質に反映されるようにする。

また、選定に当たっては、経皮吸収による有害性も勘案して検討できるよう、「リスク評価対象物質・案件の選定の考え方」を一部修正する。

③ スクリーニングとして行う中期発がん性試験の候補物質の選定

平成 29 年度に実施予定の中期発がん性試験（ラット肝中期発がん性試験）の候補物質を選定する。

④ 長期発がん性試験の候補物質の選定

国によるがん原性試験（フィージビリティテスト）の実施が必要な物質の選定を行う。

⑤ リスクコミュニケーションの推進

リスク評価に関する関係者間の相互理解を促進するため、労働分野におけるリスクコミュニケーションの実施について検討する。

⑥ 通知対象物質の検討

労働安全衛生法施行令別表第9に追加する化学物質等の検討を行う。

(2) 化学物質のリスク評価検討会

平成28年度は、化学物質のリスク評価の加速化を図るため、事業場におけるばく露実態調査を年間を通じて実施し、そのリスク評価を前後半の二回に分けて実施する。

平成28年度には、初期評価と詳細評価の対象物質の中から概ね20物質についてリスク評価を行い、評価結果を平成28年夏までに「化学物質のリスク評価検討会報告書（平成28年度第1回）」として、また、平成28年度末までに「化学物質のリスク評価検討会報告書（平成28年度第2回）」としてとりまとめる。

2つの小検討会においては、以下の検討を行う。

① 有害性評価小検討会

有害性評価小検討会においては、国内外の疫学、毒性等にかかる情報をもとに、リスク評価を行う物質の有害性評価を行うとともに、評価値について検討を行う。

さらに、国によるがん原性試験（吸入試験）の結果について評価を実施する。

一方、平成25年度から有害性評価小検討会の下に設置した「発がん性評価ワーキンググループ」と「遺伝毒性評価ワーキンググループ」において、発がん性に重点を置いた化学物質の有害性評価の加速化を図るため、（ア）既存の情報（知見）に基づく発がん性の評価及び遺伝毒性の評価を行うとともに、（イ）各種の発がん性スクリーニング試験（中期発がん性試験、微生物を用いる変異原性試験（エームス試験）、Bhas42細胞を用いる形質転換試験）の対象物質の選定と試験結果の評価を行う。

③ ばく露評価小検討会

ばく露評価小検討会においては、「労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン」に沿って、化学物質の経皮吸収等にも配慮しつつ、平成28年度までにばく露実態調査を終了したものの中から、20物質を目途に評価を実施する。

また、今後リスク評価を行う物質の測定分析法について検討を行う。

3) 化学物質の健康障害防止措置に係る検討会

化学物質の健康障害防止措置に係る検討会においては、リスク評価結果がとりまとめられた物質について、関係事業者、保護具メーカー等からもヒアリングを行うなどして、最新の技術開発動向や規制の導入にあたって考慮すべき事項を積極的に聴取し、円滑かつ適切な健康障害防止措置の導入を目指すための検討を行う。

平成27年度においては、化学物質のリスク評価検討会においてとりまとめられる「化学物質のリスク評価検討会報告書」を踏まえ、物質ごとに健康障害防止措置の検討を行うとともに、その結果について、「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会報告書」にとりまとめる。

また、有害性評価小検討会において行われる国のがん原性試験結果の評価を踏まえ、必要に応じ、労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づく指針（がん原性指針）

に関連する技術的検討を行う。

2 リスク評価に係るリスクコミュニケーションの推進

規制措置の導入に際して、パブリックコメントを通じて、国民の意見を積極的に募集するとともに、リスク評価の節目に意見交換会を実施し、意見交換を行うこととする。

また、パンフレットの作成やホームページへの掲載などを通じて、国民にわかりやすい情報提供に努める。

このほか、ばく露実態調査のために策定された測定・分析方法についても、積極的に情報提供し、事業者自らのリスク管理の導入を支援する。